入間市ゼロカーボンシティ推進設備設置費補助金　交付申請チェックリスト

太枠の中を記入・チェックしてください

申請者の氏名	
交付申請書を提出に来られた方の氏名	
〃　　　　の連絡先	

※事業者等の代理提出の場合は、事業所名と担当者名をご記入ください。（名刺の添付があれば、記入不要です）

	はい	いいえ
申請者の住所、氏名、電話番号の記入漏れはありませんか。	□	□
設置場所、経費（税抜き）、設置工事（予定日）、申請額、太陽光発電システム等の設置状況に記入漏れはありませんか。	□	□

申請の資格要件	はい	いいえ	市記入欄
自身が居住している入間市内の既存住宅・新たに建築又は取得する住宅に設置すること。	□	□	
令和５年４月１日以降の工事着手であること。	□	□	
工事の完了は令和６年１月３１日以前であること。	□	□	
実績報告を行う時点(令和６年１月３１日まで)でに、設備を設置する住宅の所在地へ住民登録を行うこと。	□	□	
入間市税の滞納がないこと。	□	□	
対象住宅の全ての所有者から設備を設置することに同意を得られていること。	□	□	
複数の用途がある建物の場合、延べ床面積の2分の１以上が住宅の用途に供していること。	□	□	
他補助金で全ての経費が補われていないこと。	□	□	

申請書類	チェック	市記入欄
入間市ゼロカーボンシティ推進設備設置費補助金交付申請書（様式第1号）	□	
経費の内訳が明記されている工事請負契約書又は見積書の写し	□	
工事請負契約書又は見積書に経費が記載されていない場合は、経費の内訳が明記された書類	□	
設備の仕様、規格が確認できる書類の写し（カタログ等の写し）	□	
住宅所有者全員の同意書（住宅の所有者と申請者が異なる場合又は住宅の所有者が複数いる場合のみ）	□	
着工証明書　　※工事契約日が、令和５年４月１日よりも前に契約した場合のみ添付	□	
その他【　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　】	□	

【①V2Hシステム】

設備の要件	はい	いいえ	市記入欄
国の補助事業における補助対象経費として一般社団法人次世代自動車振興センターにより登録されていること。	□	□	
要件に該当する太陽光発電システムが設置されていること。　　（　　　　　　kW　）	□	□	

【裏面もあります】

【②太陽光発電システム（FIT・FIP制度の認定を取得しないもの）】

設備の要件	はい	いいえ	市記入欄
FIT・FIP制度の認定を取得していないこと。	☐	☐	
発電する電力の30％以上を自家消費すること。	☐	☐	
電気事業法第2条第1項第5号ロに定める接続供給（自己託送）を行わないものであること。	☐	☐	
接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。	☐	☐	
太陽光発電システムを処分する際は、関係法令（市条例を含む）の規定を遵守すること。	☐	☐	
10kW以上の太陽光発電設備を設置する場合、災害等による撤去及び処分に備えた災害保険や地震保険、第三者賠償保険等に加入するよう努めること。	☐	☐	
導入設備は商用化され、導入実績があり、中古品でないこと。	☐	☐	
国庫補助金が原資となる他の補助金を受けていないこと。	☐	☐	

【③定置用リチウムイオン蓄電池（②と同時に導入するもの）】

設備の要件	はい	いいえ	市記入欄
「②太陽光発電システム（FIT・FIP制度の認定を取得しないもの）」の附帯設備であること。	☐	☐	
蓄電システムの導入費用が工事費込み（消費税抜き）で1．0kWhあたり15．5万円以下であること。	☐	☐	
発電した電気を蓄電し、日常で充放電を繰り返すことを前提とした設備であること。	☐	☐	
停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。	☐	☐	
蓄電池部（初期実効容量1．0kWh以上）とパワーコンディショナー等の電力変換装置から構成されるシステム全体を一つのパッケージとして取り扱うものであり、管理するための番号が付与されていること。	☐	☐	
初期実効容量、定格出力、出力可能時間、保有時間、廃棄方法、アフターサービス等について、所定の表示がなされていること。 ※所定の表示は別紙参照	☐	☐	
蓄電池部が「JIS C8715-2」に準拠したものであること。	☐	☐	
蓄電システム部が「JIS C4412-1」又は「JIS C4412-2」に準拠してものであること。	☐	☐	
蓄電容量10kWh未満の蓄電池は、第三者認証機関の製品審査により、「蓄電システムの震災対策基準」の製品審査に合格したものであること。	☐	☐	
メーカー保証及びサイクル試験による性能の双方が10年以上の蓄電システムであること。	☐	☐	
導入設備は商用化され、導入実績があり、中古品でないこと。	☐	☐	
国庫補助金が原資となる他の補助金を受けていませんか。	☐	☐	

【全て】

設備の要件	はい	いいえ	市記入欄
リース品でないことが書類で確認できること。	☐	☐	
性能の保証、設置後のサポート等がメーカー等によって確保されていること。	☐	☐	

ー職員記入欄ー

受付日	受付番号	申請者名	確認者1	確認者2

【別紙】

所定の表示は次のものをいう。

ア　初期実効容量
　製造業者が指定する、工場出荷時の蓄電システムの法伝寺に供給可能な交流側の出力容量のこと。使用者が独自に指定できない領域は含まない（算出方法については、一般社団法人日本電機工業会　日本電機工業会規格「JEM1511　低圧蓄電システムの初期実効容量算出方法」を参照すること。）。

イ　定格出力
　定格出力とは、蓄電システムが連続して出力を維持できる製造事業者が指定する最大出力とする。定格出力の単位はW、kW、MWのいずれかとする。

ウ　出力可能時間の例示
①複数の運転モードをもち、各モードでの最大の連続出力（W）と出力可能時間（h）の積で規定される容量（Wh）が全てのモードで同一でない場合、出力可能時間を代表的なモードで少なくとも一つ例示しなければならない。出力可能時間とは、蓄電システムを、指定した一定出力にて運転を維持できる時間とする。このときの出力の値は製造事業者指定の値でよい。
②購入設置者の機器選択を助ける情報として、代表的な出力における出力可能時間を例示することを認める。例示は、出力と出力可能時間を表示すること。出力の単位はW、kW、MWのいずれかとする。出力可能時間の単位は分とし、出力可能時間が10分未満の場合は、1分刻みで表示すること。出力可能時間が10分以上の場合は、5分刻みの切り捨てとする。また、運転モード等により出力可能時間が異なる場合は、運転モード等を明確にすること。ただし、蓄電システムの運転に当たって、捕器類の茶道に外部からの電力が必要な蓄電システムについては、その電力の合計も併せて記載すること。単位は、W、kW、MWのいずれかとする。

エ　保有期間
　法定耐用年数の期間、適正な管理・運用を図ること。

オ　廃棄方法
　使用済み蓄電池を適切に廃棄、又は回収する方法について登録対象機器の添付書類に明記されていること。蓄電池部分が分離されるものについては、蓄電池部の添付書類に明記されていること。
【表示例】:「使用済み蓄電池の廃棄に関しては、当社担当窓口へご連絡ください。」

カ　アフターサービス
　国内のアフターサービス窓口の連絡先について、登録対象機器の添付書類に明記されていること。

キ　蓄電池部安全基準
　蓄電池部が「JIS　C8715－2」に準拠したものであること。